

# ひとり親家庭のためのしおり

母子・父子・寡婦家庭の幸せを願って



広島県

平成26年10月

## 目次

1. 困った時の相談は・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
2. 手当・年金・医療費等の助成・福祉資金など・・・ p.2
3. 仕事のこと・・・・・・・・・・・・・・・・ p.4
4. こどものこと・・・・・・・・・・・・・・・・ p.5
5. すまい・くらしのこと・・・・・・・・ p.7
6. 心のこと・・・・・・・・ p.8
7. 地域にある母子会・・・・・・・・ p.9
8. 県内の主な相談機関・・・・・・・・ p.10

※市町によって異なる場合がありますので、詳しくは巻末の相談機関（P.11～12 記載の母子家庭等福祉担当窓口，その他のお問い合わせはP.19～24 記載の各市町相談窓口一覧）へお問い合わせください。



# 1. 困った時の相談は

突然、夫や妻を失い、何をしたらよいのかわからないとき。離婚、別居、配偶者からの暴力など、家庭の事情や身の振り方に悩んでいるとき。年金や手当のことを知りたいとき。仕事のことや、子どもの養育費、学費などで、お金が必要なときの相談機関、窓口をご紹介します。まずはお電話下さい。

## (1)こんな機関に

### ①母子家庭等就業・自立支援センター

#### 1) 就業相談・就業情報の提供・職業紹介

職種や就職企業の選定から採用決定までサポートしています。ご希望にあわせて求人開拓や、履歴書や職務経歴書等応募書類の書き方、面接についてのアドバイスを行っています。

#### 2) 養育費専門相談・生活の困りごと相談

養育費専門相談員による養育費に関する相談や児童扶養手当・福祉資金のことなど、ひとり親家庭の悩みや困りごとのご相談に応じています。

#### 3) 出張相談・巡回相談

忙しくて時間のない方や遠くにお住まいの方には必要に応じて就業支援員・相談員があなたの地域へ出かけていきます。

#### 4) 土・日・祝日電話相談

子育てと生活の両立で忙しい方のために、土・日・祝日に電話相談をお受けしています。

#### 5) 技能講習会 P.4 に記載しています。

TEL (082) 249-7149

月～金 9時～17時 (年末年始休み)

※土・日・祝日電話相談

土・日・祝日 10時～17時 (年末年始休み)

この事業は(一財)広島県母子寡婦福祉連合会へ委託しています。

#### ■広島市にお住まいの方は

##### 母子家庭等就業・自立支援センター

広島市中区千田町一丁目9-43

広島市社会福祉センター内

TEL (082) 546-1751

#### ■福山市にお住まいの方は

##### ひとり親家庭等就業・自立支援センター

福山市御門町二丁目1番1号

福山市芙蓉会館3階

TEL (084) 921-5546

(木・日・祝・年末年始を除く)

毎日11時～18時



## ②子ども家庭センター

夫の暴力などからの保護を要する女性に対する相談や自立のための支援を行っています。

■西部子ども家庭センター TEL (082) 254-0391

■東部子ども家庭センター TEL (084) 951-2372

■北部子ども家庭センター TEL (0824) 63-5181

内線 2313

月～金曜日 9時～17時 (年末年始休み)

■西部子ども家庭センター

配偶者からの暴力休日夜間電話相談

TEL (082) 254-0399

月～金曜日: 17時～20時

土・日・祝日: 10時～17時 (年末年始休み)

## (2)こんな人に

### ①母子・父子自立支援員

各(市町)福祉事務所、及び広島県子ども家庭課には、母子・父子自立支援員がいて、ひとり親家庭や寡婦の皆さんが抱えている色々な悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。市町によっては母子・父子自立支援員を設置していない場合がありますが、その際にはお住まいの市町にある役場、福祉事務所又は広島県子ども家庭課にご相談下さい。

#### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場 (巻末一覧P.11～12)

母子・父子・寡婦福祉関係窓口)

広島県子ども家庭課 TEL (082) 513-3173

月～金 10時～17時 (年末年始休み)

### ②民生委員・児童委員・主任児童委員

困りごとの内容により市町や子ども家庭センター等の関係機関と連絡をとり、あなたの身近な相談役として相談・援助を行います。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当しています。「民生委員・児童委員」の門標を掲げています。

## 2. 手当・年金・医療費等の助成・福祉資金など

### (1) 手当

#### ① 児童扶養手当

次のいずれかの理由により、父又は母と生計をともにしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または、20歳未満で中度以上の障害を有する児童）を養育しているひとり親家庭の父、母、または養育者（祖母など）に手当が支給されます。

但し、受給者等の所得が、一定額以上の場合、手当の一部又は全部が支給されません。

また、公的年金（障害年金、老齢年金など）を受けられる場合も支給されません。

##### ■対象となる児童（理由）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母が生死不明である児童
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないか明らかでない児童

#### ② 児童手当

0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間にある児童を養育している方に支給されます。

#### ③ 特別児童扶養手当

身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を養育している保護者に支給されます。

#### ④ 障害児福祉手当

身体、知的又は精神に重度の障害があるために日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の在宅障害児に支給されます。

#### ⑤ 特別障害者手当

身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者に支給されます。

#### ⑥ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

※P.5に記載

#### ⑦ 職業訓練手当

※P.5に記載

#### ⑧ 生活保護

自力で生活するための努力をしてもなお生活に困窮する時、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

生活保護の給付には

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。

##### ■①～⑤⑧の問い合わせ先

住所地の市区町役場（巻末P.19～24）

### (2) 年金など

#### ① 遺族基礎年金

国民（厚生・共済を含む）年金の被保険者又は被保険者であった人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者又は子）に支給されます。

#### ② 遺族厚生（共済）年金

厚生（共済）年金の被保険者又は被保険者であった人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人に生計を維持されていた遺族（一定の範囲あり）に支給されます。

##### ①～②の■問い合わせ先

日本年金機構各年金事務所（巻末P.14）

共済年金の方：お勤めされていた職場

#### ③ 寡婦年金

国民年金保険料を25年以上納めた（免除を含む）夫が、老齢基礎年金、障害基礎年金などの年金を受けないで亡くなられた場合に、夫に扶養され10年以上婚姻関係があった60歳以上65歳未満の妻に支給されます。

#### ④ 死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金などの年金を受けないで亡くなられ、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、亡くなられた人と生計同一関係のあった遺族（一定の範囲あり）に支給されます。

##### ③～④の■問い合わせ先

日本年金機構各年金事務所（巻末P.14）

## ⑤国民年金・厚生年金の年金給付に関

### する電話でのお問い合わせは

- ねんきんダイヤル  
0570-05-1165 (ナビダイヤル)  
I P電話・PHSからは03-6700-1165
- ねんきん定期便専用ダイヤル  
0570-058-555 (ナビダイヤル)  
I P電話・PHSからは03-6700-1144

## (3)医療費など

### ①ひとり親家庭等医療費公費負担制度

ひとり親家庭の父又は母及び児童等が、医療機関で受診した場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。

- 対象家庭  
18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童で所得税が非課税となっている世帯（生活保護世帯は除きます。）
- 申込み窓口  
住所地の市区町役場（巻末P.19～24）  
※市町によって所得制限等が異なります。詳細については各市町へお問い合わせ下さい。

### ②乳幼児医療費公費負担制度

就学前までの乳幼児が、医療機関で受診した場合（入院・通院共に）、医療費の自己負担分の一部を助成します。

- 対象者  
就学前児童（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（生活保護世帯は除きます。））
- 申込み窓口  
住所地の市区町役場（巻末P.19～24）  
※市町によって所得制限等の内容が異なります。詳細については各市町へお問い合わせ下さい。



## (4)福祉資金（貸付）

### ①母子・父子・寡婦福祉資金

ひとり家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金を無利子又は低利で貸付けを行っています。

（父子家庭は平成26年10月から対象になります。）

- 対象者  
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、又は父母のない児童（20歳未満）
- 資金の種類  
①事業開始資金 ②事業継続資金  
③修学資金 ④就学支度資金  
⑤修業資金 ⑥就職支度資金  
⑦技能習得資金 ⑧医療介護資金  
⑨生活資金 ⑩住宅資金  
⑪転宅資金 ⑫結婚資金
- 問い合わせ先・申込み窓口  
住所地の市区町役場  
（巻末P.11～12 母子・父子・寡婦福祉関係窓口）

### ②母子家庭等緊急援護資金

母子家庭及び寡婦の生活の安定を図るため、緊急に資金が必要な場合、一時的に資金の貸付けを行っています。

- 対象者  
母子家庭の母、寡婦  
父母のない児童（20歳未満）
- 資金の種類  
①生活安定資金 ②療養資金  
③結婚資金
- 申し込み窓口  
住所地の地区母子会
- 問い合わせ先  
（財）広島県母子寡婦福祉連合会  
Tel (082) 543-6889

### ③生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の生活の安定を図るために、低利又は無利子で資金の貸付けを行っています。

- 資金種類  
①総合支援資金 ②福祉資金  
③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金
- 申込み窓口・問い合わせ先  
住所地の市区町社会福祉協議会  
（巻末P.15～17）  
又は担当地区の民生委員・児童委員

### 3. 仕事のこと

#### (1) 就業のための機関と事業

##### ① 母子家庭等就業・自立支援センターの技能講習会等事業

仕事に関する相談・求人情報提供・求人開拓等（P1に記載しています）の他、就業に必要な技能を修得するため次の事業を無料で実施しています。

###### ★「就職準備・離転職セミナー」

自己分析や面接の受け方、ビジネスマナーなどのセミナーを行っています。

###### ★「パソコン教室」個々の実情に合わせて行います。

4回/月（土曜日 13:30～16:30）

###### ★「介護職員初任者研修」（通信）

###### ★「介護事務」

全て研修期間中に託児サービスを実施しています。

###### ★ [学習支援ボランティア事業]

小学4年生～中学3年生の児童に対して大学生等による学習支援を行います。

募集要項等はHPからダウンロードできます。

<http://www.hiroshimakenboren.jp/>

###### ■問い合わせ先:

広島市中区富士見町 11-6  
広島県母子家庭等就業・自立支援センター  
Tel (082) 249-7149  
(一財) 広島県母子寡婦福祉連合会  
Tel (082) 543-6889

##### ② 公共職業安定所（ハローワーク）

県内の各ハローワークでは仕事の相談、求人閲覧、紹介状の発行、職場適応訓練や公共職業訓練への斡旋、事業所向け助成金等各種支援措置の案内などを行っています。

また、子育て中の方や就職支援を必要とされる女性の方の相談機関として、マザーズハローワーク広島があり、一部のハローワークにマザーズコーナーが設置されています。

###### ■問い合わせ先

- 各県内ハローワーク
  - マザーズハローワーク広島
  - ハローワーク呉（マザーズコーナー）
  - ハローワークプラザ福山（マザーズコーナー）
  - ハローワーク廿日市（マザーズコーナー）
- （巻末P.17）

##### ③ 母子自立支援プログラム策定事業

市町の母子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当を受給している方を対象に状況や希望に応じた自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携して就業支援を行います。

###### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場  
(巻末P.11～12 母子・父子・寡婦福祉関係窓口)  
※市町によって実施していない場合があります。

##### ④ 在宅ワーク支援センター

育児や介護などのため、外で働くことが困難な人や、多様な働き方を希望する人への在宅ワークの仕事の引き受け、相談、あっせんを行っています。  
例) 手芸、編物、パソコン、封入作業、工業製品加工など

###### ■問い合わせ先

(公財) 広島県男女共同参画財団  
(元(財) 広島県女性会議)  
在宅ワーク支援センター  
広島市中区富士見町 11-6  
Tel (082) 242-5261  
13:00～17:00  
月・木(祝日・年末年始除く)

##### ⑤ しごとプラザ マザーズひろしま

「マザーズハローワーク広島」と「わーくわくママサポートコーナー」が連携して、子育て世代の女性等の就職を支援します。

###### 《マザーズハローワーク》

職業相談・職業紹介、求人情報探索、就職支援セミナーなど行います。

###### 《わーくわくママサポートコーナー》

就職活動の準備に関する相談、保育所情報など子育てに関する情報提供、職場体験を含む支援プログラムセミナーなどを行っています。

###### ■問い合わせ先

□ マザーズハローワーク広島  
Tel (082) 542-8609  
□ わーくわくママサポートコーナー  
Tel (082) 542-0222  
広島市中区立町 1-20  
NREG広島立町ビル3階  
月～金 8時30分～17時15分  
(土・日・祝日・年末年始休み)



## (2)資格取得のための訓練

### ①公共職業訓練

公共職業安定所に求職の申込みを行った人で技能を身につけることが必要な人のために、職業能力開発施設等で職業訓練を行っています。

パソコン、介護、CADなど様々なコースがあります。

### ②求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方など（特定求職者）を対象に民間教育機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を行っています。多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」ととくていの職種に必要な実践能力を一括して習得するための「実践コース」があります。

## (3)訓練に関する手当

### ①職業訓練手当

雇用保険受給資格のない母子家庭の母（母子家庭になって3年以内）が公共職業安定所に求職の申し込みを行い、かつ所得が一定額以下で公共職業安定所長の指示によって、職業訓練施設等で職業訓練を受ける場合に支給されます。

### ②職業訓練受講給付金

特定求職者の方が、公共職業安定所長の指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合に支給されます。

■(2)(3)問い合わせ先  
住所地のハローワーク（P.17）



## ③母子家庭自立支援給付金及び 父子家庭自立支援給付金事業

### 1)自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険受給資格のないひとり親家庭の父及び母が市町が指定する教育訓練講座を受講した場合、受講終了後に受講料の一部（経費の20%、上限10万円）が支給されます。

※所得制限があります。

### 2)高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父及び母が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上の養成機関等で修学する場合、要件に該当すれば、生活費の負担軽減として次の給付金が支給されます。

※所得制限があります。

#### ①訓練促進給付金

支給期間：上限2年

支給額：市町民税非課税世帯 10万円（月額）

市町民税課税世帯 7万500円（月額）

（※平成25年度以降受講開始の場合）

#### ②修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金事業の修業期間修了後に一時金として支給されます。

支給額：市町民税非課税世帯 5万円

市町民税課税世帯 2万5千円

#### ■相談窓口・問い合わせ先

住所地の市区町役場（巻末一覽P.11～12

母子・父子・寡婦福祉関係窓口）

一定の要件があり、実施していない市町もあります。必ず事前に市町相談窓口にご相談下さい

## 4. こどものこと

育児や、しつけのことで困っているとき。子どもの性格や行動上の問題が心配なとき。病気などのため子どもを自分で育てられないときなど。

### (1)機関など

#### ①こども家庭センター

子どものあらゆる問題について、児童福祉司、児童心理司などの専門の職員が相談相手となり、専門的診断のもとに問題解決のお手伝いをしています。また、入院などで、家庭で子どもの世話ができない場合など、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所、里親への委託等も行います。

##### ■問い合わせ先

□西部こども家庭センターTel (082) 254-0381  
□東部こども家庭センターTel (084) 951-2340  
□北部こども家庭センターTel (0824) 63-5181  
内線 2310

月～金曜日 8時30分～17時15分

□西部こども家庭センター 休日・夜間電話相談

Tel (082) 254-0399

月～金曜日：17時～20時

土・日・祝日：10時～17時（年末年始休み）

所在地はP.10へ記載しています。児童虐待通告など緊急の場合は24時間受け付けます。

##### ※広島市へお住まいの方

□広島市児童相談所 Tel (082) 263-0694  
fax (082) 263-0705

月～金曜日 8時30分～17時15分  
（祝日・年末年始・8/6を除く）

所在地：広島市東区光町二丁目15番55号  
虐待の通報・相談は24時間電話受付。

#### ②子ども何でもダイヤル

子ども自身や家族が抱えるさまざまな悩みや問題に気軽に応じられるよう、専任の相談員を配置し、電話相談に応じています。

##### ■問い合わせ先

Tel (082) 255-1181

午前9時から午後5時（年末年始休み）

※土曜日・日曜日・祝祭日も相談を受けています。

#### ③保育所

保護者が働いている、又は病気などで日中子育てができない家庭の子どもを保育しています。また、地域のニーズに応じて一時保育、延長保育、休日保育などのサービスも行っています。  
※各サービスは保育所によって異なります。

#### ④地域子育て支援拠点事業 〔センター型〕

地域の子育て家庭に対して、子育て相談、子育てサークルの支援、地域の保育サービス情報の提供などの支援を行っています。

#### ⑤病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所などで病気の児童を一時的に預かっています。

#### ⑥ファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい人と子どもを保育したい人を会員登録しておき、保育所までの送迎を行ったり、保育所の開始前後や、買い物等外出の際などに子どもを預かる制度です。

#### ⑦家庭児童相談室

各市町福祉事務所に、家庭児童相談室が設置されており、家庭相談員等が家庭でのしつけ、生活環境などの身近な相談に応じています。

##### ③～⑦■問い合わせ先

住所地の市区町役場（巻末P.19～24）

#### ⑧いじめダイヤル24

いじめに関する相談を受け付けています。心理療法士等の専門の相談員が相談に応じています。

##### ■問い合わせ先（広島県立教育センター）

Tel (082) 420-1313（月曜日～日曜日 24時間）

#### ⑨特別支援教育・教育相談部

幼児・児童・生徒からの様々な相談を受け付けています。

##### ■問い合わせ先（広島県立教育センター）

Tel (082) 428-1188（月曜日～金曜日 9～16時）

#### ⑩心のふれあい相談室

いじめや不登校などの相談を受け付けています。

##### ■問い合わせ先（広島県立教育センター）

Tel (082) 428-7110（月曜日～金曜日 9～16時）



## ⑪ こころの相談室

不登校やいじめ、家庭などに関する悩みについての相談を受付けています。

■問い合わせ先（広島県教育委員会）  
Tel (082) 925-3040  
(毎週火曜日・水日曜日 9時～16時)

※その他の相談機関として「ヤングテレフォン広島」「こどもの人権 110 番」をP12, P13 に記載しています。

## ⑫ (公財) ひろしま子ども夢財団

広島県の子育てポータル「イクちゃんネット」には、子育てに役立つ情報がたくさんあるので、いろいろな情報を検索することができます。

◆URL <http://www.ikuchan.or.jp>  
(PC・スマートフォン・携帯共通)

また、携帯・スマートフォンに子育て応援イベント・講演会・不審者情報・医療情報・感染症情報等をメール配信する「Kids☆めるまが」もあります。

◆登録サイト  
<http://www.ikuchan.or.jp/kids>

## (2) 修学援助

### ① 義務教育就学

経済的理由のため、小学校、中学校への就学が困難な場合、学用品費、給食費、修学旅行費などが支給されます。

※市町により、支給要件等が異なる場合があります。

■問い合わせ先  
在学している小・中学校、市町教育委員会

### ② 高等学校等就学支援金

国公立を問わず、高校等授業料の支援として「市町村民税所得割額」が30万4200円(年収910万円程度)未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。「就学支援金」の受給資格を得るためには申請が必要です。(平成25年度までに高校等に在学されている方は旧制度が適用されます。)

■問い合わせ先  
在学している高等学校

### ③ 日本学生支援機構奨学金

大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)に在学している優れた生徒・学生で、経済的理由により修学が困難な人に貸与されます。(母子及び寡婦福祉法による修学資金との併用はできませんのでご注意ください。)

■問い合わせ先  
在学している学校  
※ただし、高等学校卒業程度認定試験の合格者、機構の定める基準に該当する科目合格者又は出願者が入学前に奨学金の予約を希望する場合は、日本学生支援機構へお問い合わせ下さい。  
<http://www.jasso.go.jp/> (日本学生支援機構)

### ④ 広島県高等学校等奨学金

高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程に在学している生徒・学生で、経済的理由により修学が困難と認められる人に、修学上必要な学資金の一部が貸与されます。(母子及び寡婦福祉法による修学資金との併用はできませんのでご注意ください。)

■問い合わせ先  
在学している学校

### ⑤ 病気遺児災害遺児自死(自殺) 遺児奨学金

高等学校以上の病気・災害・自死遺児が対象です。

■問い合わせ先  
あしなが育英会 Tel (03) 3221-0888

### ⑥ 交通遺児等貸付

自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者になった0歳から義務教育終了前の児童に、無利子で資金の貸付けを行います。

■問い合わせ先  
自動車事故対策機構広島主管支所  
Tel (082) 297-2255  
<http://www.nasva.go.jp>



# 5. すまい・くらしのこと

## (1) すまい・くらし

### ① 公営住宅の優先入居

ひとり親家庭は県営住宅の入居者募集の際の選考方法において、入居に係る抽選の当選率が優遇されます。(平成26年6月から父子家庭も対象) なお、家賃の納付が著しく困難な場合は、家賃を減免する制度があります。選考方法の詳細な内容は「申込のしおり(P.21)」をご覧ください。

#### ■問い合わせ先

県営住宅：広島県県営住宅指定管理者(巻末P.18)  
(募集のご案内等は広島県HPをご参照下さい)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/1182992095227.html>

その他の公営住宅：住所地の市区町役場(巻末P.19~24)

### ② 母子生活支援施設

母子家庭の母と児童とともに保護し、自立の促進のために生活を支援する施設です。

#### ■申込窓口・問い合わせ先

住所地の市区町役場(巻末P.19~24)

### ③ 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要となった場合、家庭生活支援員を派遣します。所得状況により費用の一部を負担していただくことがあります。

#### ■申込窓口・問い合わせ先

住所地の市区町役場  
(巻末P.11~12 母子家庭等福祉担当窓口)

※市町によって実施していない場合があります。



## (2) 減免制度など

### ① 所得税、市町県民税の軽減

配偶者と死別(又は夫が生死不明)又は離別した人で、扶養親族を有する場合や所得が一定金額以下の場合、寡夫控除、寡婦控除又は特別寡婦控除を受けることができます。

#### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場 又は税務署

### ② 国民年金保険料の免除

経済的理由などにより保険料が納められない場合などに全額又は3/4、1/2、1/4が免除される制度があります。

#### ■問い合わせ先

#### ■問い合わせ先

日本年金機構各年金事務所(巻末P.14)  
又は住所地の市区町役場

### ③ 水道料金・下水道使用料の減免制度

母子家庭等を対象に水道料金・下水道使用料を減免する制度があります。

※実施していない市町もあります。内容も市町によって異なります。

#### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場(巻末P.19~24)

### ④ 施設設置負担金(電話設備料)の分割払い制度

母子家庭等で電話を新設する場合に、施設設置負担金を分割で支払う制度があります。

#### ■問い合わせ先

西日本電信電話株式会社(NTT)

Tel 局番なしの「116」

携帯電話PHSからは0800-2000116

受付時間：9時~17時

(年末年始を除く毎日)

### ⑤ 旅客鉄道株式会社(JR)の定期乗車券の割引

生活保護世帯(一部の方を除く)及び児童扶養手当受給世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合に割引をする制度があります。

#### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場(巻末P.19~24)

## 6. 心のこと

「疲れを感じた時は休む」「自分なりの気晴らしを見つける」など日ごろから心の休ませ方を知っておくことは大切です。離婚や配偶者との死別、DVなど様々な生活の変化や職場の人間関係により、ストレス関連疾患に悩んでおられる方、アルコール、薬物依存などでお悩みの方は専門の医療機関（精神科・心療内科）又は、お住まいの福祉事務所など下記問い合わせ先へご相談下さい。

### ■ 問い合わせ先

□各厚生環境事務所・保健所（P.10）及び各市区町役場保健相談窓口

□広島県立総合精神保健福祉センター TEL（082）884-1051

面接相談（予約制）（平日9：00～17：00）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/paraemoa/>

□広島市精神保健福祉センター TEL（082）245-7731 広島市中区富士見町11-27

面接相談（予約制）（平日9：00～17：00）電話相談（平日8：30～17：00）

□こころの電話（広島県精神福祉協会）TEL（082）892-9090（月・水・金9：00～12：00 13：00～16：30）

□いのちの電話（社会福祉法人 広島いのちの電話）（082）221-4343（24時間受付）

□精神科救急情報センター（広島県精神科病院協会）TEL（082）892-3600（救急のみ・24時間受付）

□勤労者心の電話相談（中国労災病院）仕事上でのストレスや悩み等に関する相談。

TEL（0823）72-1252（平日14：00～20：00）

## 7. 地域にある母子会

お住まいの地域には、母子家庭の母と寡婦で構成される小さなコミュニティがあり、親子で参加する「ふれあい事業」や「生きがい事業」などを行っています。

身近に、同じ境遇の悩みを持つ仲間がいます。

お住まいの地域を統括している各母子寡婦福祉連合会へお問い合わせ下さい。

### ■ 問い合わせ先

一般財団法人広島県母子寡婦福祉連合会  
（広島市以外の市町母子会を統括しています）

広島市中区富士見町11-6

エソール広島2F

TEL（082）543-6889

呉市にお住まいの方は

一般財団法人呉市母子寡婦福祉連合会

呉市中通1丁目2-31

ふれあい会館2F

TEL（0823）21-5995

尾道市にお住まいの方は

尾道市母子寡婦福祉連合会

尾道市門田町22-5

尾道市母子福祉センター

TEL（0848）22-8385

福山市にお住まいの方は

一般財団法人福山市母子寡婦福祉連合会

福山市御門町二丁目1-1

芙蓉会館内

TEL（084）932-1091

広島市にお住まいの方は

一般財団法人広島市母子寡婦福祉連合会

広島市中区千田町一丁目9-43

広島市社会福祉センター内

TEL（082）241-1768



## 8 県内の主な相談機関

### 広島県

名 称	所 在 地	電 話	Fax
西部厚生環境事務所 厚生課	廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829)32-1181	(0829)32-0640
西部厚生環境事務所 広島支所 厚生課	広島市中区基町 10-52	(082)228-2111	(082)511-8707
西部厚生環境事務所 呉支所厚生保健課	呉市西中央一丁目 3-25	(0823)22-5400	(0823)22-5994
西部東厚生環境事務所 厚生課	東広島市西条昭和町 13-10	(082)422-6911	(082)422-4161
東部厚生環境事務所 厚生課	尾道市古浜町 26-12	(0848)25-2011	(0848)25-2461
東部厚生環境事務所 福山支所 厚生課	福山市三吉町一丁目 1-1	(084)921-1311	(084)928-7882
北部厚生環境事務所 厚生課	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824)63-5181	(0824)63-5190
西部こども家庭センター	広島市南区宇品東四丁目 1-26	こども(082)254-0381 女性(082)-254-0391 休日・夜間(082)-254-0399	(082)-256-5520
東部こども家庭センター	福山市瀬戸町山北 291-1	こども(084)951-2340 女性(084)-951-2372	(084)-951-2379
北部こども家庭センター	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824)63-5181 (代) (内線 2313)	(0824)63-9743
総合精神保健福祉センター	安芸郡坂町北新地 2-3-77	(082) 884-1051	(082)885-3447
発達障害者支援センター	東広島市西条町西条 414-31	(082)490-3455	(082)427-6280
健康福祉局こども家庭課	広島市中区基町 10-52	(082)513-3173	(082)502-3674

### 広島県保健所一覧

名 称	所 在 地	電 話
西部保健所	廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829)32-1181
西部保健所 広島支所	広島市中区基町 10-52	(082)513-5521
西部保健所 呉支所	呉市西中央一丁目 3-25	(0823)22-5400
西部東保健所	東広島市西条昭和町 13-10	(082)422-6911
東部保健所	尾道市古浜町 26-12	(0848)25-2011
東部保健所 福山支所	福山市三吉町一丁目 1-1	(084)921-1311
北部保健所	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824)63-5181

## 各市町の母子・父子・寡婦福祉関係窓口と所在地

(母子・父子・寡婦福祉資金，母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金，母子家庭等日常生活支援業，母子・父子自立支援プログラム策定等事業(※)の担当課を掲載しています)

広島市 名称	所在地	電話
中区保健福祉課児童福祉係	広島市中区大手町4丁目1-1	(082)504-2569
東区保健福祉課児童福祉係	東区東蟹屋町9-34	(082)568-7733
南区保健福祉課児童福祉係	南区皆実町一丁目4-46	(082)250-4131
西区保健福祉課児童福祉係	西区福島町二丁目24-1	(082)294-6342
安佐南区保健福祉課児童福祉係	安佐南区中須一丁目38-13	(082)831-4945
安佐北区保健福祉課児童福祉係	安佐北区可部三丁目19-22	(082)819-0605
安芸区保健福祉課児童障害福祉係	安芸区船越南三丁目2-16	(082)821-2813
佐伯区保健福祉課児童福祉係	佐伯区海老園一丁目4-5	(082)943-9732

(※)なお，広島市母子・父子自立支援プログラム策定等事業の窓口は「(一財)広島市母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所」(082)546-1751 広島市中区千田町一丁目9-43 となります。

各市町 名称	所在地	電話
呉市すこやか子育て支援センター (※母子・父子・寡婦福祉資金はこちらへ)	呉市宝町2-50レクレ4階	(0823)25-3482
呉市子育て支援課 (自立支援給付金やその他のご相談はこちらへ)	呉市和庄1丁目2番13号	(0823)25-3173
竹原市市民生活部福祉課子ども福祉室	竹原市中央五丁目1番35号	(0846)22-7742
三原市子育て支援課子育て支援係	三原市港町三丁目5番1号	(0848)67-6045
尾道市福祉保健部子育て支援課	尾道市久保一丁目15番1号	(0848)38-9112
福山市保健福祉局児童部子育て支援課	福山市東桜町3番5号	(084)928-1053
府中市健康福祉部女性こども課	府中市府川町315	(0847)43-7139
三次市子育て支援部育児支援課	三次市十日市東三丁目14番1号	(0824)62-6247
庄原市児童福祉課児童福祉係	庄原市中本町一丁目10番1号	(0824)73-1192
大竹市健康福祉部福祉課児童係	大竹市小方一丁目11-1	(0827)59-2148
東広島市福祉部こども家庭課	東広島市西条栄町8番29号	(082)-420-0407
廿日市市福祉保健部児童課	廿日市市下平良一丁目11-1	(0829)30-9153
安芸高田市福祉保健部子育て支援課	安芸高田市吉田町吉田791	(0826)47-1283
江田島市子育て支援センター	江田島市江田島町江南2-8-24	(0823)42-2852
府中町福祉保健部子育て支援課	府中町大通三丁目5番1号	(082)286-3163
海田町福祉保健部こども課	海田町上市14-18	(082)823-9227
熊野町民生部民生課児童福祉G	熊野町中溝一丁目1番1号	(082)820-5635



各市町 名称	所 在 地	電 話
坂町民生部民生課福祉係	坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号	(082)820-1505
安芸太田町福祉事務所	安芸太田町大字下殿河内 236	(0826)25-0250
北広島町福祉課子育て支援室	山県郡北広島町有田 1234 番地	(050)5812-1851
大崎上島町福祉課福祉指導係	豊田郡大崎上島町木江 4968 番地	(0846)62-0301
世羅町子育て支援課子育て支援係	世羅郡世羅町大字本郷 947 番地	(0847)25-0295
神石高原町福祉課生活福祉係	神石高原町小畠 2025	(0847)89-3335

## その他の機関

名 称	所 在 地	電 話	Fax・備考
広島県私立学校事務局	広島市中区大手町 4 丁目 5-7	(082)241-2805	(082)242-0957
全国健康保険協会(協会けんぽ)広島支部	広島市東区光町 1-10-19	(082)568-1011	
広島県生活センター	広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	(082)223-6111	消費生活相談
		(082)223-8811	県民相談
警察安全相談電話	広島県警察本部	(082)228-9110	携帯電話, PHS, ブッシュ回線は局番なしの#9110
ヤングテレホン広島	広島県警察本部	(082)228-3993	休日・夜間は当直対応
エソール広島相談事業	広島市中区富士見町 11-6	(082)247-1120	水・日・祝日除く毎日 10:00~16:00 (面接相談:金・予約制)
広島市配偶者暴力相談支援センター	広島市中区富士見町 11-27	(082)545-7498	月~金(休日等を除く) 10:00~17:00
	土・日 DV 専用	(082)252-5578	土・日(年末年始を除く) 10:00~17:00
広島市こども療育センター	広島市東区光町 2-15-55	(082)263-0683	(082)261-0545
広島市発達障害者支援センター	広島市東区光町二丁目 15-55	(082)568-7328	広島市こども療育センター内





## こどもの機関（前出以外・救急案内）

名称など	所在地	電話	備考
いじめダイヤル 24	広島県立教育センター	(082)420-1313	
子ども虐待 ホットライン	(市民団体)	(082)-246-6426	火・木・土曜日（年末年始を除く） 10:00~15:00
子どもの人権110番	広島法務局	(0120)007-110	
こども救急案内	小児救急医療相談電話	(082)505-1399 又は#8000	毎日 19:00~翌朝 8:00
	広島市舟入病院	(082)232-6195	小児科:毎日24時間;耳鼻咽喉科・眼科: 土曜日 19:00~22:30
	広島市立安佐市民病院	(082)815-5211	日曜日 18:00~22:00
	呉市医師会休日急患センター	(0823)22-2321	日・祝・年末年始 9:00~18:00
	呉市医師会小児夜間救急センター	(0823)32-1299	毎日 19:00~22:40
	三原市医師会休日夜間急患診療所	(0848)67-7040	小児科（平日）19:00~22:00
	福山夜間小児診療所	(084)922-4999	毎日 19:00~22:45（受付）
	市立三次中央病院	(0824)65-0101	休日・夜間の受診は事前に病院へ 連絡
	東広島市休日診療所	(082)422-5400	日・祝・年末年始 9:00~12:00 13:00~16:00 12/30~3/14 までの開設日は内科・小 児科のみ 20時まで

## 専門機関

法律相談 相談センター（要予約）は所得により無料になる場合があります。		
機関名	所在地	電話番号
紙屋町法律相談センター	そごうデパート新館6階（広島市中区基町6番27号）	有料（082）225-1600
備北法律相談センター	三次市十日市西六丁目10番45号リバルテ三次内	有料（0824）64-1008
ひがし広島法律相談センター	東広島市西条西本町28番6号サンスクエア東広島	有料（082）421-0021
呉法律相談センター	呉市中通1丁目1番2号	有料（0120）969-2141
呉地区の弁護士会事務局		（0823）24-6755
尾道地区の弁護士会事務局		（0848）22-4237
法律相談センター福山	福山市若松町10番7号若松ビル2階202号室	有料（084）973-5900
日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス広島）	広島市中区八丁堀2番31号広島鴻池ビル1階.相談日は毎週火曜日と木曜日（祝祭日は除く。）の午後1時30分から午後4時30分まで。予約は毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日）午前9時より、翌週相談日の予約を先着順で受付します。	（050）3383-5483
広島法務局	広島市中区上八丁堀6-30	（082）228-5201

離婚に係る（親権・養育費など）調停		
広島家庭裁判所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 1-6	(082)-228-0494
広島家庭裁判所呉支部	〒737-0811 広島県呉市西中央 4-1-46	(0823)-21-4992
広島家庭裁判所尾道支部	〒722-0014 広島県尾道市新浜 1-12-4	(0848)-22-5286
広島家庭裁判所 福山支部	〒720-0031 広島県福山市三吉町 1-7-1	(084)-923-2810
広島家庭裁判所 三次支部	〒728-0021 広島県三次市三次町 1725-1	(0824)-63-5169
多重債務整理の手続き，養育費請求調停など		
広島地方裁判所 本庁	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43	(082) 228-0421
広島地方裁判所呉支部	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46	(0823) 21-4991
広島地方裁判所尾道支部	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4	(0848) 22-5285
広島地方裁判所福山支部	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1	(084) 923-2890
広島地方裁判所三次支部	〒728-0021 三次市三次町 1725-1	(0824) 63-5141
養育費，保護命令の申立書など公文書作成		
広島公証人合同役場	〒730-0037 広島市中区中町 7-41 三栄ビル9階	(082) 247-7277
東広島公証人役場	〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島	(082) 422-3733
呉公証人役場	〒737-0051 呉市中央三丁目 1-26 第一ビル3階	(0823) 21-2938
竹原公証人役場	〒725-0026 竹原市中央三丁目 14-10	(0846) 22-9557
尾道公証人役場	〒722-0014 尾道市新浜二丁目 5-27 大宝ビル5階	(0848) 22-3712
福山公証人役場	〒720-0034 福山市若松町 10-7 若松ビル4階	(084) 925-1487
三次公証人役場	〒728-0014 三次市十日市南一丁目 4-11	(0824) 62-3381

## 日本年金機構年金事務所・年金相談センター

機関名	所在地	電話番号・備考
広島東年金事務所	〒730-8515 広島市中区基町 1-27	082-228-3131
広島西年金事務所	〒733-0012 広島市西区中広町 2-30-5	082-232-4171
広島南年金事務所	〒734-0007 広島市南区皆実町 1-4-35	082-253-7710
福山年金事務所	〒720-8533 福山市旭町 1-6	084-924-2181
呉年金事務所	〒737-8511 呉市宝町 2-11	0823-22-1691
呉年金事務所 東広島分室	〒739-0015 東広島市西条栄町 10-27 栄町ビル1階	082-493-6301
三原年金事務所	〒723-8510 三原市円一町 2-4-2	0848-63-4111
三次年金事務所	〒728-8555 三次市十日市東 3-16-8	0824-62-3107
備後府中年年金事務所	〒726-0005 府中市府中町 736-2	0847-41-7421
広島年金相談センター	〒730-0015 広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル1階	来訪相談専用
福山年金相談センター	〒720-0065 福山市東桜町 1-21 エストパーク6階	来訪相談専用

## 社会福祉協議会

名 称	電 話 番 号	所 在 地
広島県社会福祉協議会	082-254-3411	広島市南区比治山本町 12-2
広島市社会福祉協議会	082-243-0051	広島市中区千田町一丁目 9-43
広島市中区社会福祉協議会	082-249-3114	広島市中区大手町四丁目 1-1
広島市東区社会福祉協議会	082-263-8443	広島市東区東蟹屋町 9-34
広島市南区社会福祉協議会	082-251-0525	広島市南区皆実町一丁目 4-46
広島市西区社会福祉協議会	082-294-0104	広島市西区福島町二丁目 24-1
広島市安佐南区社会福祉協議会	082-831-5011	広島市安佐南区中須一丁目 38-13
広島市安佐北区社会福祉協議会	082-814-0811	広島市安佐北区可部三丁目 19-22
広島市安芸区社会福祉協議会	082-821-2501	広島市安芸区船越南三丁目 2-16
広島市佐伯区社会福祉協議会	082-921-3113	広島市佐伯区海老園一丁目 4-5
呉市社会福祉協議会	0823-25-3509	呉市本町 9-21
呉市社会福祉協議会 川尻支所	0823-87-6555	呉市川尻町西二丁目 3-33
呉市総合ケアセンター さざなみ音戸支所	0823-50-0611	呉市音戸町高須三丁目 7-15
呉市社会福祉協議会 倉橋支所	0823-53-2233	呉市倉橋町 1210-8
// 蒲刈支所	0823-66-1165	呉市蒲刈町田戸 2308-1
// 安浦支所	0823-84-5460	呉市安浦町内海北一丁目 7-2
// 豊浜支所	0823-67-1310	呉市豊浜町豊島 3526-15
// 豊支所	0823-66-2872	呉市豊町大長 5915-5
竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131	竹原市中央三丁目 13-5
三原市社会福祉協議会	0848-63-0570	三原市城町一丁目 2-1
// 三原地域センター	0848-63-0570	三原市城町一丁目 2-1
// 本郷地域センター	0848-86-3607	三原市下北方一丁目 2-12
// 久井地域センター	0847-32-7101	三原市久井町和草 1906-1
// 大和地域センター	0847-34-1214	三原市大和町和木 1538-1
// 梅林の里	0848-61-0819	三原市西野三丁目 7-1
尾道市社会福祉協議会	0848-22-8385	尾道市門田町 22-5
// 御調支所	0848-76-1231	尾道市御調町市 107-1
// 向島支所	0848-45-2113	尾道市向島町 5888-1
// 因島支所	0845-22-6562	尾道市因島田熊町 4482-1
// 瀬戸田支所	0845-27-3846	尾道市瀬戸田町林 1288-7
福山市社会福祉協議会	084-928-1330	福山市三吉町南二丁目 11-22
// 新市事務所	0847-52-5115	福山市新市町新市 1061-1
// 沼隈内海事務所	084-980-7722	福山市沼隈町草深 1889-6
// 神辺事務所	084-963-3366	福山市神辺町湯野 53-4
// 松永事務所	084-930-4110	福山市松永町四丁目 14-1
府中市社会福祉協議会	0847-47-1294	府中市広谷町 919-3
// 上下支所	0847-62-2566	府中市上下町上下 869-5
三次市社会福祉協議会	0824-63-8975	三次市十日市東三丁目 14-1
// 君田支所	0824-53-2964	三次市君田町東入君 718-6
// 布野支所	0824-54-2042	三次市布野町上布野 1093-1
// 作木支所	0824-55-2119	三次市作木町下作木 1503
// 吉舎支所	0824-43-3301	三次市吉舎町吉舎 723-1
// 三良坂支所	0824-44-2182	三次市三良坂町三良坂 737-1
// 三和支所	0824-52-3143	三次市三和町敷名 1460-2
// 甲奴支所	0847-67-2075	三次市甲奴町西野 593
// 江水園	0824-55-3388	三次市作木町香淀 655

## 社会福祉協議会

三次市三次西健康づくりセンター	0824-65-0321	三次市日下町 143-1
庄原市社会福祉協議会	0824-72-7120	庄原市西本町四丁目 5-26
// 庄原地域センター	0824-72-5151	庄原市西本町四丁目 5-26
// 西城地域センター	0824-82-2953	庄原市西城町中野 1339
// 東城地域センター	0847-72-0488	庄原市東城町川東 1175
// 口和地域センター	0824-89-2320	庄原市口和町永田 415-4
// 高野地域センター	0824-86-3044	庄原市高野町新市 1150-1
// 比和地域センター	0824-85-2300	庄原市比和町比和 1119-1
// 総領地域センター	0824-88-2796	庄原市総領町下領家 71
大竹市社会福祉協議会	0827-52-2211	大竹市西栄二丁目 4-1
東広島市社会福祉協議会	082-423-2800	東広島市西条町土与丸 1108
// 黒瀬支所	0823-82-2026	東広島市黒瀬町丸山 1286-1
// 福富支所	082-435-2247	東広島市福富町久芳 1545-1
// 豊栄支所	082-432-2083	東広島市豊栄町乃美 2841-1
// 河内支所	082-420-7011	東広島市河内町中河内 1206-1
// 安芸津支所	0846-45-0201	東広島市安芸津町三津 4398
廿日市市社会福祉協議会	0829-20-0294	廿日市市新宮一丁目 13-1
// 佐伯事務所	0829-72-0868	廿日市市津田 4109
// 吉和事務所	0829-77-2883	廿日市市吉和 1771-1
// 大野事務所	0829-55-3294	廿日市市大野 4124
// 宮島事務所	0829-44-2785	廿日市市宮島町 960-2
安芸高田市社会福祉協議会	0826-45-2941	安芸高田市甲田町高田原 1490-1
// 甲田支所	0826-45-2941	安芸高田市甲田町高田原 1490-1
// 吉田支所	0826-42-2941	安芸高田市吉田町吉田 1324-1
// 八千代支所	0826-52-2941	安芸高田市八千代町佐々井 1329
// 美土里支所	0826-59-2941	安芸高田市美土里町本郷 1775
// 高宮支所	0826-57-2941	安芸高田市高宮町佐々部 983-2
// 向原支所	0826-46-2941	安芸高田市向原町坂 185-1
江田島市社会福祉協議会	0823-40-2501	江田島市能美町鹿川 2060
府中町社会福祉協議会	082-285-7278	安芸郡府中町浜本町 5-25
海田町社会福祉協議会	082-820-0294	安芸郡海田町日の出町 2-35
熊野町社会福祉協議会	082-855-2855	安芸郡熊野町中溝一丁目 11-1
坂町社会福祉協議会	082-885-2611	安芸郡坂町平成が浜一丁目 3-19
安芸太田町社会福祉協議会	0826-32-2226	山県郡安芸太田町中筒賀 2802-5
// 加計支所	0826-22-1785	山県郡安芸太田町加計 3798-1
// 戸河内支所	0826-28-2115	山県郡安芸太田町戸河内 780-15
// 筒賀支所	0826-32-2226	山県郡安芸太田町中筒賀 2802-5
北広島町社会福祉協議会	0826-82-2680	山県郡北広島町大朝 2513-1
// 芸北支所	0826-35-0144	山県郡北広島町細見 161
// 千代田支所	0826-72-4670	山県郡北広島町有田 504
// 豊平支所	0826-83-0050	山県郡北広島町戸谷 1088-1
大崎上島町社会福祉協議会	0846-62-1718	豊田郡大崎上島町木江 5-9
// 東野支所	0846-65-2210	豊田郡大崎上島町東野 6625-1
// 大崎支所	0846-64-4178	豊田郡大崎上島町中野 4098-7

## 社会福祉協議会

世羅町社会福祉協議会	0847-22-3162	世羅郡世羅町西上原 426-3
// 世羅西支所	0847-37-1335	世羅郡世羅町小国 3393
神石高原町社会福祉協議会	0847-85-2330	神石郡神石高原町小畠 1748
// 三和事務所	0847-85-2330	神石郡神石高原町小畠 1748
// 油木事務所	0847-82-0707	神石郡神石高原町油木 1858
// 神石事務所	0847-87-0125	神石郡神石高原町福永 1609-1
// 豊松事務所	0847-84-2259	神石郡神石高原町下豊松 866-1

## ハローワーク

機関名	電話番号	所在地	開庁時間・備考
ハローワーク広島	082-223-8609	広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 1~4 階	平日 8:30~17:15
ハローワーク広島東	082-264-8609	広島市東区光が丘 13-7	
ハローワーク呉	0823-25-8609	呉市西中央 1-5-2	平日 8:30~17:15 (火・木のみ 19:00) 土曜日 10:00~17:00 (第2、第4)
ハローワーク竹原	0846-22-8609	竹原市中央 5-2-11	平日 8:30~17:15
ハローワーク広島西条	082-422-8609	東広島市西条町寺家 6479-1	
ハローワーク三原	0848-64-8609	三原市館町 1-6-10	
ハローワーク尾道	0848-23-8609	尾道市栗原西 2-7-10	
ハローワーク福山	084-923-8609	福山市東桜町 3-12	平日 8:30~17:15 (火・木のみ 19:00) 土曜日 10:00~17:00 (第2、第4)
ハローワーク三次	0824-62-8609	三次市十日市東 3-4-6	平日 8:30~17:15
ハローワーク安芸高田	0826-42-0605	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	
ハローワーク庄原	0824-72-1197	庄原市中本町 1-20-1	
ハローワーク可部	082-815-8609	広島市安佐北区可部南 3-3-36	
ハローワーク府中	0847-43-8609	府中市府中町 188-2	
ハローワーク廿日市	0829-32-8609	廿日市市串戸 4-9-32	
ハローワーク大竹	0827-52-8609	大竹市白石 1-18-16	
キャリアアップ ハローワーク広島	082-236-8613	広島市中区本通 6-11 明治安田生命広島本通ビル8階	平日 10:30~19:00 土曜 10:00~17:00
マザーズハローワーク広島	082-542-8609	広島市中区立町 1-20 NREG広島立町ビル3階	平日 8:30~17:15
ハローワーク呉 (マザーズコーナー)	0823-25-8609	呉市西中央 1-5-2	平日 8:30~17:15
ハローワーク廿日市 (マザーズコーナー)	0829-32-8609	廿日市市串戸 4-9-32	
ハローワークプラザ福山 (マザーズコーナー)	084-921-8189	福山市東桜町 1-21 エストパルク1階	平日 8:30~17:00

## 広島県県営住宅指定管理者一覧

住宅所在地等	指定管理者の名称及び事務所所在地	電話番号
広島市 中区 // 東区 // 南区 // 西区 海田町 熊野町 坂町 (坂住宅)	県営住宅(広島南部地区)指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合県営住宅管理グループ 〒732-0827 広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル3階	(082)261-7907
第二平成ケ浜住宅 第三平成ケ浜住宅 (坂町)	県営第二・第三平成ケ浜住宅指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合県営住宅管理グループ 〒730-0014 広島市中区上幟町1-20 第3八谷ビル202	(082)225-6216
平成ケ浜住宅 (坂町)	県営平成ケ浜住宅指定管理者 フジタビルメンテナンス株式会社広島支店 〒730-0037 広島市中区中町8-6 フジタビル	(082)240-6051
広島市 安佐南区 (第二上安住宅を除く) // 安佐北区	県営住宅(広島北部地区)指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合県営住宅管理グループ 〒732-0827 広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル3階	(082)261-7819
第二上安住宅 (広島市安佐南区)	県営第二上安住宅指定管理者 合同産業株式会社広島支店業務4グループ 〒730-0051 広島市中区大手町二丁目7-10 広島三井ビル14階	(082)245-2333
大竹市 廿日市市	県営住宅(廿日市・大竹地区)指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合県営住宅管理グループ 〒738-0013 廿日市市廿日市二丁目7-21 島屋ビル1階	(0829)31-5387
呉市	県営住宅(呉地区)指定管理者 ビルックス株式会社 〒737-0004 呉市阿賀南一丁目8-49	(0823)74-5963
竹原市 東広島市	県営住宅(東広島・竹原地区)指定管理者 株式会社くれせん東広島営業所 〒739-0014 東広島市西条昭和町12-5 一竹ビル3階	(082)424-4877
三原市	県営住宅(三原地区)指定管理者 堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒723-0051 三原市宮浦四丁目8-24	(0848)61-2215
尾道市	県営住宅(尾道地区)指定管理者 堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒722-0014 尾道市新浜一丁目9-22 第3堀田ビル3階	(0848)24-2277
福山市 府中市	県営住宅(福山・府中地区)指定管理者 堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒721-0942 福山市引野町五丁目23-5	(084)943-6622
三次市 庄原市	県営住宅(三次・庄原地区)指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合県営住宅管理グループ 〒728-0012 三次市十日市中二丁目3-36 向田ビル1階	(0824)62-6575



## 各市町相談窓口一覧

●母子・父子・寡婦福祉資金、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金、母子家庭等日常生活支援事業、母子・父子自立支援プログラム策定等事業の問い合わせ先はP. 11～P. 12に記載しています。

●6ページの ③保育所, ④地域子育て支援拠点事業, ⑤病児・病後児保育事業 ⑥ファミリーサポート事業, ⑦家庭児童相談室問い合わせ先は保育所等児童相談窓口に記載しています。

区名	内容等										
	公営住宅優 先入居	児童扶養 手当・ 児童手当	障害者手当 関係	生活保護	ひとり親家 庭等医療費 乳幼児等医 療費補助	保育所等児童相談窓口	地域子 育て支 援拠点 事業	母子生活 支援施設	水道料金・下水道使用 減免		JR定期 乗車券割 引
中区	建設部建築課	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課	厚生部生活課	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課（保育園入所/病児・病後児保育/家庭児童相談室）	地域子育て支援センター	厚生部保健福祉課	水道局中央営業所料金サービス係	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課
	082-504-2578	082-504-2569	082-504-2588	082-504-2571	082-504-2569	082-504-2569	082-504-2174	082-504-2569	082-511-6911	082-504-2569	082-504-2569
東区	建設部建築課	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課	厚生部生活課	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課（保育園入所/病児・病後児保育/家庭児童相談室）	地域子育て支援センター	厚生部保健福祉課	水道局中央営業所料金サービス係	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課
	082-568-7744	082-568-7733	082-568-7734	082-568-7791	082-568-7733	082-568-7733	082-261-0315	082-568-7733	082-511-6911	082-568-7733	082-568-7733
南区	建設部建築課	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課	厚生部生活課	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課（保育園入所/病児・病後児保育/家庭児童相談室）	地域子育て支援センター	厚生部保健福祉課	水道局中央営業所料金サービス係	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課
	082-250-8959	082-250-4131	082-250-4132	082-250-4104	082-250-4131	082-250-4131	082-250-4134	082-250-4131	082-511-6911	082-250-4131	082-250-4131
西区	建設部建築課	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課	厚生部生活課	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課（保育園入所/病児・病後児保育/家庭児童相談室）	地域子育て支援センター	厚生部保健福祉課	水道局中央営業所料金サービス係	厚生部保健福祉課	厚生部保健福祉課
	082-532-0949	082-294-6342	082-294-6346	082-294-6117	082-294-6342	082-294-6342（保育園入所/病児・病後児保育） 082-294-6519（家庭児童相談室）	082-503-6288	082-294-6342	082-511-6911	082-294-6342	082-294-6342

内容等 区名	公営住宅優 先入居	児童扶養 手当・ 児童手当	障害者手当 関係	生活保護	ひとり親家 庭等医療費 乳幼児等医 療費補助	保育所等児童相談窓口	地域子 育て支 援拠点 事業	母子生活 支援施設	水道料金・下水道使用 減免		JR定期 乗車券割 引
安佐南区	農林建設部 建築課	厚生部保健福 祉課	厚生部保健福 祉課	厚生部生活 課	厚生部保健 福祉課	厚生部保健福祉課（保育園 入所/病児・病後児保育/こ ども家庭相談コーナー）	地域子育 て支援セ ンター	厚生部保健 福祉課	水道局安佐 南営業所	厚生部保健 福祉課	厚生部保健 福祉課
	082-831- 4954	082-831- 4945	082-831- 4946	082-831- 4940	082-831 -4945	082-831-4945（保育園 入所/病児・病後児保育） 082-831-5017（こども 家庭相談コーナー）	082-87 7-2146	082-831 -4945	082-831 -4565	082-831- 4945	082-831 -4945
安佐北区	農林建設部 建築課	厚生部保健福 祉課	厚生部保健福 祉課	厚生部生活 課	厚生部保健 福祉課	厚生部保健福祉課（保育園 入所/病児・病後児保育/家 庭児童相談室）	地域子育 て支援セ ンター	厚生部保健 福祉課	水道局安佐 北営業所	厚生部保健 福祉課	厚生部保健 福祉課
	082-819- 3937	082-819- 0605	082-819- 0608	082-819- 0620	082-819 -0605	082-819-0605	082-81 9-0617	082-819 -0605	082-819 -3958	082-819- 0605	082-819 -0605
安芸区	農林建設部 建築課	厚生部保健福 祉課	厚生部保健福 祉課	厚生部生活 課	厚生部保健 福祉課	厚生部保健福祉課（保育園 入所/病児・病後児保育/こ ども家庭相談コーナー）	地域子育 て支援セ ンター	厚生部保健 福祉課	水道局安芸 営業所	厚生部保健 福祉課	厚生部保健 福祉課
	082-821- 4928	082-821- 2813	082-821- 2813	082-821- 2806	082-821 -2813	082-821-2813（保育園 入所/病児・病後児保育） 082-821-2827（こども 家庭相談コーナー）	082-82 1-2821	082-821 -2813	082-821 -4949	082-821- 2813	082-821 -2813
佐伯区	農林建設部 建築課	厚生部保健福 祉課	厚生部保健福 祉課	厚生部生活 課	厚生部保健 福祉課	厚生部保健福祉課（保育園 入所/病児・病後児保育/家 庭児童相談室）	地域子育 て支援セ ンター	厚生部保健 福祉課	水道局佐伯 営業所	厚生部保健 福祉課	厚生部保健 福祉課
	082-943- 9744	082-943- 9732	082-943- 9769	082-943- 9726	082-943 -9732	082-943-9732	082-92 1-5010	082-943 -9732	082-923 -4121	082-943- 9732	082-943 -9732

内容等 市町名	公営住宅優 先入居	児童扶養 手当	児童手当	障害者手 当関係	生活保護	ひとり親家 庭等医療費 助成	乳幼児 医療費	保育所等 児童 相談窓口	母子生活 支援施設	水道料・ 下水道使 用減免	JR定期 乗車券割 引
呉市	(株)くれせん 指定管理者事 業部	子育て支援課	子育て支援課	福祉保健課	生活福祉課	子育て支援課	子育て支援課	子育て施設課 子育て支援課	子育て支援課	該当なし	子育て支援 課
	0823-32- 2488	0823-25- 3173	0823-25- 3173	0823-25- 3135	0823-25 -3105	0823-25- 3173	0823-25- 3173	③保育所, ④地域子育て支援 拠点事業, ⑤病児・病後児保 育事業 0823-25-3144 ⑥ファミリーサポート事業 0823-25-4122 ⑦家庭児童相談 0823-73-7540	0823-73- 7540	—	0823-25 -3173
竹原市	都市整備課	福祉課 子ども福祉室	福祉課 子ども福祉室	福祉課	福祉課	福祉課 子ども福祉室	市民健康課	福祉課 子ども福祉室	福祉課 子ども福祉室	上下水道課	福祉課 子ども福祉 室
	0846-22- 7749	0846-22- 7742	0846-22- 7742	0846-22- 7743	0846-22 -7742	0846-22- 7742	0846-22- 7734	0846-22-7742	0846-22- 7742	0846-22 -7768	0846-22 -7742
三原市	建築課	子育て支援課	子育て支援課	社会福祉課	社会福祉課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	該当なし	子育て支援 課
	0848-67- 6120	0848-67- 6045	0848-67- 6045	0848-67- 6060 ※特別児童扶 養手当は子育 て支援課	0848-67 -6059	0848-67- 6045	0848-67- 6045	0848-67-6042	0848-67- 6045	—	0848-67 -6045
尾道市	堀田・誠和共同企 業体 市営住宅 管理センター	子育て支援課	子育て支援課	社会福祉課	社会福祉課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	該当なし	子育て支援 課
	0848-21- 1266	0848-38- 9112	0848-38- 9112	0848-38- 9124	0848-38 -9126	0848-38- 9112	0848-38- 9112	0848-38-9114 ※保育 0848-38-9215 ※相談	0848-38- 9112	—	0848-38 -9112

内容等 市町名	公営住宅優 先入居	児童扶養 手当	児童手当	障害者手 当関係	生活保護	ひとり親家 庭等医療費 助成	乳幼児 医療費	保育所等 児童相談窓口 ③保育所, ④地域子育て支援 拠点事業, ⑤病児・病後児保 育事業 ⑥ファミリーサポ ート事業, ⑦家庭児童相談室	母子生活 支援施設	水道料・ 下水道使 用減免	JR定期 乗車券割 引
福山市	住宅課	子育て支援課	子育て支援課	障がい 福祉課	生活福祉課	子育て 支援課	子育て 支援課	児童部庶務課※③④⑤ 子育て応援センター※④⑥ 子育て支援課※⑦	子育て 支援課	上下水道局 お客様サー ビス課	子育て 支援課
	084-928- 1101	084-928- 1070	084-928- 1070	084-928- 1063	084-928 -1066	084-928- 1070	084-928- 1070	084-928-1047※③④⑤ 084-932-7285※⑥ 084-928-1053※⑦	084-928- 1053	084-928 -1514	084-928 -1070
府中市	整備保全課	女性子ども課	女性子ども課	地域福祉課	地域福祉課	女性子ども課	女性子ども課	女性子ども課③④⑤⑥ 地域福祉課⑦	女性子ども課	該当なし	女性子ども 課
	0847-43- 7236	0847-43- 7139	0847-43- 7139	0847-43- 7148	0847-43 -7149	0847-43- 7139	0847-43- 7139	0847-43-7265 0847-43-7148 ※ 相 談	0847-43- 7139	—	0847-43 -7139
三次市	建築住宅課	育児支援課	育児支援課	社会福祉課	社会福祉課	育児支援課	育児支援課	保育課	育児支援課	下水道課	育児支援課
	0824-62- 6161	0824-62- 6247	0824-62- 6148	0824-65- 2051	0824-62 -6146	0824-62- 6247	0824-62- 6247	0824-62-6147	0824-62- 6247	0824-62 -6151	0824-62 -6247
庄原市	都市整備課	児童福祉課	児童福祉課	社会福祉課	社会福祉課	保健医療課	保健医療課	児童福祉課	児童福祉課	該当なし	児童福祉課
	0824-73- 1172 ※20才未満の 子を扶養し ている寡婦	0824-73- 1192	0824-73- 1192	0824-73- 1210 ※特別児童扶 養手当は児 童福祉課	0824-73 -1166	0824-73- 1155	0824-73- 1155	0824-73-1192	0824-73- 1192	—	0824-73 -1192
大竹市	株式会社第一 ビルサービス 大竹営業所	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	保険介護課	保険介護課	福祉課	福祉課	上下水道局	福祉課
	0827-59- 1717	0827-59- 2148	0827-59- 2148	0827-59- 2146	0827-59 -2147	0827-59- 2141	0827-59- 2141	0827-59-2148	0827-59- 2148	0827-59 -2191	0827-59 -2148

内容等 市町名	公営住宅優 先入居	児童扶養 手当	児童手当	障害者手 当関係	生活保護	ひとり親家 庭等医療費 助成	乳幼児 医療費	保育所等 児童相談窓口 ③保育所, ④地域子育て支援 拠点事業, ⑤病児・病後児保 育事業 ⑥ファミリーサポ ート事業, ⑦家庭児童相談室	母子生活 支援施設	水道料・下 水道使用減 免	JR定期 乗車券割 引
東広島市	住宅課	こども家庭課	こども家庭課	障害福祉課	社会福祉課	こども 家庭課	こども 家庭課	保育課 こども家庭課	こども 家庭課	該当なし	こども 家庭課
	082-420- 0946	082-420- 0407	082-420- 0407	082-420- 0180	082-420- -0932	082-420- 0407	082-420- 0407	084-420-0934 ※(③④⑤) 082-420-0407 ※(⑥⑦)	082-420- -0407	—	082-420- -0407
廿日市市	住宅営繕課	児童課	児童課	障害福祉課	社会課	保険課	保険課	児童課	児童課	水道局	児童課
	0829-30- 9177	0829-30- 9153	0829-30- 9153	0829-30- 9152	0829-30- -9151	0829-30- 9160	0829-30- 9160	0829-30-9153 ※(④⑥⑦) 0829-30-9154 ※(③⑤)	0829-30- -9153	0829-32- 5295	0829-30- -9153
安芸高田市	住宅政策課	子育て支援課	子育て支援課	社会福祉課 障害者福祉 係	社会福祉課 生活福祉係	保健医療課	保健医療課	子育て支援課	子育て 支援課	該当なし	子育て 支援課
	0826-47- 1202	0826-47- 1283	0826-47- 1283	0826-42- 5615	0826-42- -5615	0826-42- 5619	0826-42- 5619	0826-47-1283	0826-47- -1283	—	0826-47- -1283
江田島市	都市整備課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	保健医療課	保健医療課	子育て支援センター	子育て支援 センター	①水道業務課 ②下水道課	社会福祉課
	0823-40- 2773	0823-40- 3177	0823-40- 3177	0823-40- 3177	0823-40- -3177	0823-40- 3247	0823-40- 3247	0823-42-2852	0823-42- -2852	0823-42- 3311 0823-42- 3911	0823-40- -3177
府中町	建築課	子育て支援課	子育て支援課	福祉課	福祉課	保険年金課	保険年金課	子育て支援課	子育て支援 課	環境課	子育て支援 課
	082-286- 3174	082-286- 3163	082-286- 3163	082-286- 3161	082-286- -3159	082-286- 3154	082-286- 3154	082-286-3163(3168)	082-286- -3163	082-286- 3242	082-286- -3163

内容等 市町名	公営住宅優 先入居	児童扶養 手当	児童手当	障害者手 当関係	生活保護	ひとり親家 庭等医療費 助成	乳幼児 医療費	保育所等 児童相談窓口 ③保育所, ④地域子育て支援 拠点事業, ⑤病児・病後児保 育事業 ⑥ファミリーサポ ート事業, ⑦家庭児童相談室	母子生活 支援施設	水道料・下 水道使用減 免	JR定期 乗車券割 引
海田町	都市整備課	こども課	こども課	社会福祉課	社会福祉課	こども課	こども課	こども課	こども課	上下水道課	こども課
	082-823-9634	082-823-9227	082-823-9227	082-823-9207	082-823-9220	082-823-9227	082-823-9227	082-823-9227	082-823-9227	082-823-9214	082-823-9227
熊野町	都市整備課	民生課	民生課	福祉課	福祉事務所	民生課	民生課	民生課	民生課	該当なし	民生課
	082-820-5608	082-820-5635	082-820-5635	082-820-5605	082-820-5614	082-820-5635	082-820-5635	082-820-5635	082-820-5635	—	082-820-5635
坂町	産業建設課	民生課	民生課	民生課	民生課	民生課	民生課	民生課	民生課	該当なし	民生課
	082-820-1512	082-820-1505	082-820-1505	082-820-1505	082-820-1505	082-820-1505	082-820-1505	082-820-1505	082-820-1505	—	082-820-1505
安芸太田町	建設課	福祉事務所	児童育成課	福祉課	福祉事務所	住民生活課	住民生活課	児童育成課	福祉事務所	建設課	福祉事務所
	0826-28-1962	0826-25-0250	0826-28-1969	0826-25-0250	0826-25-0250	0826-28-2116	0826-28-2116	0826-28-1969	0826-25-0250	0826-28-1962	0826-25-0250
北広島町	建設課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	町民課	町民課	福祉課	福祉課	上下水道課	福祉課
	050-5812-1860	050-5812-1851	050-5812-1851	050-5812-1851	050-5812-1851	050-5812-1854	050-5812-1854	050-5812-1851	050-5812-1854	050-5812-1861	050-5812-1851
大崎上島町	建設課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	該当なし	該当なし	福祉課
	0846-65-3124	0846-62-0302	0846-62-0301	0846-62-0302	0846-62-0302	0846-62-0301	0846-62-0301	0846-62-0301	—	—	0846-62-0302
世羅町	該当なし	子育て支援課	子育て支援課	福祉課	福祉課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	福祉課	該当なし	子育て支援課
	—	0847-25-0295	0847-25-0295	0847-25-0072	0847-25-0072	0847-25-0295	0847-25-0295	0847-25-0295	0847-25-0072	—	0847-25-0295
神石高原町	建設課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	該当なし	福祉課
	0847-89-3338	0847-89-3335	0847-89-3335	0847-89-3335	0847-89-3335	0847-89-3335	0847-89-3335	0847-89-3335	0847-89-3335	—	0847-89-3335